

平成27年11月20日
株式会社 但馬銀行

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー制度がはじまります。

現在、順次、個人のお客さまにはお住まいの市区町村から「通知カード」、法人のお客さまには国税庁から「法人番号指定通知書」がそれぞれ送付されています。

今後、当行では税分野での行政手続き（法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等）のため、対象のお客さまにマイナンバー（個人番号および法人番号）の提示をお願いいたします。

なお、お取引ごとのお手続きにつきましては、別途ご案内いたします。

詳しくは一般社団法人全国銀行協会のホームページをご覧ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>